

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成 25 年 7 月 2 日

佐賀県収用委員会会長 江 崎 匡 慶

- 1 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
- 2 事業の種類 一般国道 497 号新設工事(西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事・佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬地内から長崎県松浦市今福町東免字松本ノ前地内まで、同町浦免字宮田地内から同町仏坂免字立岩地内まで及び同市調川町下免字赤壽地内から同市志佐町浦免字寺田地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 裁決手続開始の決定事項

- (1) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在：伊万里市山代町立岩字亥ノ子倉

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		決定した土地の区域の地積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
3000 番 1	原野	山林	29	29.41	29.41

- (2) 土地所有者の氏名及び住所

持分 7,484,400 分の 57,750 古川 義和 愛知県西尾市上町泡原 6 番地

2 B E S T M & K 寮内 H 号室

持分 7,484,400 分の 38,500 木下 輝之 京都府城陽市枇杷庄鹿背田 84 番地の 1 ウッドパーク小森 213 号

- (3) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 25 年 6 月 11 日